

大日本労働組合連合会

一月二十八日

附 申 請 書 中 附 ま す  
やの入るお普請業者よりは、お普請の方はお若手、専門小  
工の請業が取扱う事、又は、入資等の、お普請の入品  
の取扱いもあらざる事等、本業者に不適ります。  
同社は當社社内に済前をさへお定めの結果の付り、次第に此等の  
全般の請業の範囲をもとめます。

誠実の職の旨を發揮する所の、由來からも、本業者  
（廿八日）發留難工寮廻顧へ

### ◎ 爭議團側ノ状況

争議團側ノ意氣昂ラザルヲ看取シタル大阪聯合會側ヨリハ合同  
労働組合主事本山茂貞及井上幸夫等争議團本部ナル大阪市西成  
區鶴見橋北通七丁目ニ常時詰切り團員ヲ指揮シ居レリ二十九日  
ハ争議地所在阪南説教所ニ於テ争議事情報告演説會ヲ開催シ氣  
勢ヲ昂メ居レリ

演説會出演辯士

大阪聯合會ヨリハ本山茂貞、山口常次郎、河野稚五郎、森岡  
耕三、田中良二、岡<sup>本</sup>五郎、其他争議團員二十一名

演説ノ論旨ハ孰レモ争議發生ノ原因並ニ其ノ後ノ経過及之ニ  
對スル見解論ヲ述べタルモノニシテ概シテ此種ノ演説會ニ於  
テハ稀ニ見ル穩健ナルモノナリシガ辯士中岡本五郎ハ官憲ノ  
對資本家關係ヲ論ズルニ當リ強テ矯激ナル言辭ヲ弄シタル爲  
メ臨席警察官ヨリ中止ヲ命ゼラレタリ